

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則他9件の改正について

1 改正する規則

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
- (2) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則
- (3) 中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則
- (4) 中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則
- (5) 中野区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則
- (6) 中野区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則
- (7) 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則
- (8) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則
- (9) 中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則
- (10) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則

2 改正理由

(1) 定年引き上げに伴う規則改正

令和3年6月11日に公布された「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)」に基づき令和5年4月1日より定年の引き上げにより現在の再任用制度が廃止され、新たに「定年前再任用短時間勤務制」が導入されることとなった。

すでに、「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例」の改正公布はなされているが、その施行日である令和5年4月1日に合わせて上記条例に関連する規則を改正する。

(2) 期末・勤勉手当の改定に伴う規則改正

令和4年11月に行われた特別区労使の統一交渉にて妥結により、給与条例等を改正した内容に基づき、令和5年度の期末・勤勉手当の支給に必要な部分について規則の改正を行う。

3 改正規則と改正内容(詳細は別添新旧対照表のとおり)

(1) 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

再任用短時間勤務職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員が導入

定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇を規定(日数、退職後採用された場合のルール等)

暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、本規則の規定を適用(次項(2)～(8)までの全ての規則に適用する。)

(2) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則

定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の特例計算方法を規定(一円未満切り捨て)

(3) 中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則

定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の額の端数計算方法を規定(一円未満切り捨て)

当分の間、60歳に達した次の年度以降の幼稚園管理職の管理職手当の額は従前の額の100分の70とする。

- (4) 中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則
定年前再任用短時間勤務職員の管理職員特別勤務手当の額を規定
当分の間、60歳に達した次の年度以降の幼稚園管理職の管理職員特別勤務手当の額は従前の額の100分の70とする。
- (5) 中野区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則
定年前再任用短時間勤務職員の導入に伴い計算方法を規定
当分の間、60歳に達した次の年度以降の幼稚園教員の義務教育等教員特別手当の額は従前の額の100分の70とする。
- (6) 中野区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則
定年前再任用短時間勤務職員の教職調整額の端数計算方法を規定（一円未満切り捨て）
- (7) 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則
期末手当の支給を年3回から年2回支給とするための調整
高齢者部分休業を欠勤期間に追加
定年前再任用短時間勤務教員の欠勤日数の算定方法を規定
- (8) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則
勤勉手当の支給を年2回同額支給にするよう調整
高齢者部分休業を欠勤期間に追加
定年前再任用短時間勤務教員の欠勤日数の算定方法を規定
- (9) 中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則
期末手当の支給を年3回から年2回支給とするための調整
- (10) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則
勤勉手当の支給を年2回同額支給にするよう調整

4 施行期日

令和5年4月1日

5 特別区人事委員会の改正承認

本件は令和5年3月6日付で特別区人事委員会からの改正承認を得ている。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(正規の勤務時間)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(正規の勤務時間)</p>
<p>第2条 (略)</p> <p>2 条例第3条第4項に規定する職員の正規の勤務時間は、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあっては条例第3条第3項に基づき定める時間)とする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要により、これにより難い者の正規の勤務時間は、52週につき1週間当たり同項に基づき定める時間とする。</p>	<p>第2条 (略)</p> <p>2 条例第3条第4項に規定する職員の正規の勤務時間は、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)にあっては条例第3条第3項に基づき定める時間)とする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要により、これにより難い者の正規の勤務時間は、52週につき1週間当たり同項に基づき定める時間とする。</p>
<p>第3条～第11条 (略)</p> <p>(年次有給休暇の単位)</p>	<p>第3条～第11条 (略)</p> <p>(年次有給休暇の単位)</p>
<p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務日(条例第6条第1項に規定する勤務日をいう。以下同じ。)ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の年次有給休暇は、1時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間<u>全て</u>について、年次有給休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。</p>	<p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務日(条例第6条第1項に規定する勤務日をいう。以下同じ。)ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>の年次有給休暇は、1時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間<u>すべて</u>について、年次有給休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。</p>
<p>3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇</p>	<p>3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇</p>

(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員)にあつては、前項ただし書に規定する時間数を単位として与えられた年次有給休暇を含む。)を日に換算する場合は、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員)にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間)をもって1日とする。

第13条～第14条の4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員に関する年次有給休暇の特例)

第14条の5 条例第15条第1項で規定する定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、別表第2の2に定める日数のうち4月に職員となった場合に相当する日数とする。

2 退職後引き続き(退職後教育委員会が定める相当の期間(以下「相当の期間」という。))を経過していない場合を含む。以下同じ。)採用された定年前再任用短時間勤務職員の当該採用された年度における年次有給休暇については、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。

3 相当の期間を経過した後、定年前再任用短時間勤務職員となった職員の年次有給休暇については、新たに職員となった者として取り扱う。

4 相当の期間を経過した後、年度の中途において採用された職員のその年度の年次有給休暇の日数は、定年前再任用短時間勤務職員にあつては別表第2の2に定める日数とする。

(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員)にあつては、前項ただし書に規定する時間数を単位として与えられた年次有給休暇を含む。)を日に換算する場合は、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員)にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間)をもって1日とする。

第13条～第14条の4 (略)

(再任用職員等に関する年次有給休暇の特例)

第14条の5 条例第15条第1項で規定する再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、別表第2の2に定める日数のうち4月に職員となった場合に相当する日数とする。

2 退職後引き続き(退職後教育委員会が定める相当の期間(以下「相当の期間」という。))を経過していない場合を含む。以下同じ。)採用された再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により再任用職員となった職員をいう。以下同じ。)及び再任用短時間勤務職員(以下「再任用職員等」という。)の当該採用された年度における年次有給休暇については、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。中野区職員の再任用に関する条例(平成13年中野区条例第11号)第3条の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。)をしたときも、同様とする。

3 相当の期間を経過した後、再任用職員等となった職員の年次有給休暇については、新たに職員となった者として取り扱う。

4 相当の期間を経過した後、年度の中途において採用された職員のその年度の年次有給休暇の日数は、再任用職員にあつては別表第1に、再任用短時間勤務職員にあつては別表第2の2に定め

5 (略)

6 前各項に定めるもののほか、定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第15条～第32条 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員に関する特別休暇等の特例)

第32条の2 定年前再任用短時間勤務職員が、病気休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間又は組合休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、退職以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。

第33条・第34条 (略)

附則 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第13条、第14条、第14条の5関係)

異動前の年次有給休暇の付与期間	その年度等の付与日数	翌年度への繰越日数
(略)	(略)	(略)

備考 定年前再任用短時間勤務職員にこの表を準用する場合にあっては、暦年の項中「25日」とあるのは、「その者が4月に採用された場合に付与される日数とその者が1月に採用された場合に付与される日数を合算した日数」と読み替えるものとする。

別表第2の2～別表第4 (略)

別記様式第1号～別記様式第11号 (略)

る日数とする。

5 (略)

6 前各項に定めるもののほか、再任用職員等の年次有給休暇に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第15条～第32条 (略)

(再任用職員等に関する特別休暇等の特例)

第32条の2 再任用職員等が、病気休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間又は組合休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、退職以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。

第33条・第34条 (略)

附則 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第13条、第14条、第14条の5関係)

異動前の年次有給休暇の付与期間	その年度等の付与日数	翌年度への繰越日数
(略)	(略)	(略)

備考 再任用職員等にこの表を準用する場合にあっては、暦年の項中「25日」とあるのは、「その者が4月に採用された場合に付与される日数とその者が1月に採用された場合に付与される日数を合算した日数」と読み替えるものとする。

別表第2の2～別表第4 (略)

別記様式第1号～別記様式第11号 (略)

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
第1条・第2条 (略) (短時間勤務職員の給料月額 の 端数計算)	第1条・第2条 (略) (短時間勤務職員の給料月額 の 端数計算)

<p>第3条 条例第7条の2の規定による育児短時間勤務職員等及び条例第7条第7項の規定による定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>第4条～第20条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>第3条 条例第7条の2の規定による育児短時間勤務職員等及び条例第7条の3の規定による再任用短時間勤務職員の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>第4条～第20条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>
---	---

中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(範囲及び額)</p> <p>第2条 管理職手当の支給を受ける者の範囲及び額は、別表に定めるとおりとする。<u>この場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の管理職手当の額は、同表に定める管理職手当の額に、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年中野区条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</u></p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の管理職手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による管理職手当の額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(範囲及び額)</p> <p>第2条 管理職手当の支給を受ける者の範囲及び額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の管理職手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による管理職手当の額に、<u>中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年中野区条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て</p>

第3条～第5条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の額は、別表に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「附則第2項」とする。

別表（第2条関係）

支給範囲	支給額	
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員
(略)	(略)	(略)

た額)とする。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員の管理職手当の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による管理職手当の額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第3条～第5条 (略)

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

支給範囲	支給額	
	再任用職員以外の職員	再任用職員
(略)	(略)	(略)

備考 再任用職員とは、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第23条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア 園長 10,000円</p> <p>イ 副園長 8,000円</p> <p><u>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア 園長 9,000円</p> <p>イ 副園長 7,000円</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 条例第23条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア 園長 5,000円</p> <p>イ 副園長 4,000円</p> <p><u>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア 園長 4,500円</p> <p>イ 副園長 3,500円</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第23条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 園長 10,000円</p> <p>(2) 副園長 8,000円</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 条例第23条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 園長 5,000円</p> <p>(2) 副園長 4,000円</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>附 則</p>

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、条例附則第7条第1項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

中野区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額<u>に、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年中野区条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</u>）とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、<u>勤務時間条例第3条第2項の規定により</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。）</u>に対応する別表に掲げる額とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、<u>中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休</u></p>

定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第3条・第4条（略）

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。

3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「附則第2項」とする。

別表（第2条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

日、休暇等に関する条例（平成12年中野区条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員の義務教育等教員特別手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第3条・第4条（略）

附則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)
再任用職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

勤務職員																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

中野区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(短時間勤務職員の教職調整額の端数計算)</p> <p>第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員について、条例第3条第1項に規定する教職調整額の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額の額とする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(短時間勤務職員の教職調整額の端数計算)</p> <p>第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、条例第3条第1項に規定する教職調整額の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額の額とする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

(上記6件に関する共通改正附則)

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 暫定再任用常時勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項により採用された職員をいう。以下同じ。)は、第1条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、同規則の規定を適用する。この場合において、同規則第14条の5第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年中野区条例第37号)附則第10条第6項の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。)をしたときも、同様とする」と、同条第4項中「別表第2の2」とあるのは「別表第1」と、同規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定を適用する。この場合において、同規則第14条の5第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年中野区条例

第37号) 附則第10条第6項の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。)をしたときも、同様とする」と、同規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

(中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

4 暫定再任用常時勤務職員の管理職手当の額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される第3条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)別表に定める額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項及び別表の規定を適用する。

(中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

6 暫定再任用常時勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。

(中野区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

7 暫定再任用常時勤務職員の義務教育等教員特別手当の月額、その者が定年前提任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第5条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)別表の定年前提任用短時間勤務職員の項に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項及び別表の規定を適用する。

(中野区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

9 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則第3条の規定を適用する。

中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) (支給対象外職員)	第1条 (略) (支給対象外職員)
第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員(条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、次に掲げる者とする。 (1)~(6) (略) (7) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員(以下「育児休業中の職員」という。)	第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員(条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、次に掲げる者とする。 (1)~(6) (略) (7) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員(以下「育児休業中の職員」という。)

のうち、基準日以前6か月間（以下「支給期間」という。）において勤務した期間がある職員以外の職員

(8)~(12) (略)

2 (略)

第3条・第4条 (略)

(欠勤等日数)

第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年中野区条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

(1)~(10) (略)

(11) 法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業をしている職員として在職した期間

(12) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規

のうち、基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前3箇月間、基準日が12月1日である場合にあっては基準日以前6箇月間（以下これらの期間を「支給期間」という。）において勤務した期間がある職員以外の職員

(8)~(12) (略)

2 (略)

第3条・第4条 (略)

(欠勤等日数)

第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年中野区条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

(1)~(10) (略)

(11) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規

定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）

(13) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

2・3 （略）

4 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

第6条～第13条 （略）

（支給日）

第14条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。ただし、その日が日曜日又は土曜日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。

(1) 6月に支給する期末手当にあつては、6月30日

(2) 12月に支給する期末手当にあつては、12月10日

2 （略）

定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）

(12) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

2・3 （略）

4 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

第6条～第13条 （略）

（支給日）

第14条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。ただし、その日が日曜日又は土曜日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。

(1) 3月に支給する期末手当にあつては、3月15日

(2) 6月に支給する期末手当にあつては、6月30日

(3) 12月に支給する期末手当にあつては、12月10日

2 （略）

第15条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (第4条関係)

欠勤等日数	割合
23日未満	100分の100
23日以上33日未満	100分の90
33日以上43日未満	100分の80
43日以上53日未満	100分の70
53日以上63日未満	100分の60
63日以上83日未満	100分の50
83日以上103日未満	100分の30
103日以上	100分の10

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合又は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間（週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となるときにおける割合は、0とする。

別表第2 (略)

別記第1号様式～別記第4号様式 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年6月に支給する期末手当に関するこ

第15条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (第4条関係)

欠勤等日数		割合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
12日未満	23日未満	100分の100
12日以上17日未満	23日以上33日未満	100分の90
17日以上22日未満	33日以上43日未満	100分の80
22日以上27日未満	43日以上53日未満	100分の70
27日以上32日未満	53日以上63日未満	100分の60
32日以上42日未満	63日以上83日未満	100分の50
42日以上52日未満	83日以上103日未満	100分の30
52日以上	103日以上	100分の10

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合又は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間（週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となるときにおける割合は、0とする。

別表第2 (略)

別記第1号様式～別記第4号様式 (略)

の規則による改正後の中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項第7号の規定の適用については、同号中「6か月」とあるのは、「3か月」とする。

3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、改正後の規則第5条第4項の規定を適用する。

4 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第1の規定の適用については、同表中「23日」とあるのは「12日」と、「33日」とあるのは「17日」と、「43日」とあるのは「22日」と、「53日」とあるのは「27日」と、「63日」とあるのは「32日」と、「83日」とあるのは「42日」と、「103日」とあるのは「52日」とする。

中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条（略） （支給割合）</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の107.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の127.5</u>）</p>	<p>第1条～第3条（略） （支給割合）</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の112.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の13</u>）</p>

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の52.5 (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の62.5)

2・3 (略)

(欠勤等日数)

第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあっては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の2日)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。

(1)~(10) (略)

(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員として在職した期間

(12) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。)

(13) 結核休職期間

(14) 勤務時間条例第16条に規定する病気休暇(以下「病気休暇」という。)により勤務しない期間(次号に掲げる期間を除く。)

(15) 引き続き7日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間(以下「短期の病気休暇の期間」という。)のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間(短期の病気休暇の期間の初日の属する月(当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月)の数が勤務期

2.5)

(2) 再任用職員 100分の55 (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の65)

2・3 (略)

(欠勤等日数)

第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第10号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第14号に掲げる期間にあっては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号に掲げる期間にあっては3分の2日)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。

(1)~(10) (略)

(11) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。)

(12) 結核休職期間

(13) 勤務時間条例第16条に規定する病気休暇(以下「病気休暇」という。)により勤務しない期間(次号に掲げる期間を除く。)

(14) 引き続き7日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間(以下「短期の病気休暇の期間」という。)のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間(短期の病気休暇の期間の初日の属する月(当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月)の数が勤務期

間において3以上ある場合に限る。)

(16) 組合休暇により勤務しない期間

(17) 勤務時間条例第17条第1項に規定する生理休暇により勤務しない期間(条例第19条第1項の規定により給与が減額される期間に限る。)

(18) 介護休暇により勤務しない期間

(19) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

2・3 (略)

4 定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。))に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間(以下「介護時間」という。))若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。))により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。))があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

間において3以上ある場合に限る。)

(15) 組合休暇により勤務しない期間

(16) 勤務時間条例第17条第1項に規定する生理休暇により勤務しない期間(条例第19条第1項の規定により給与が減額される期間に限る。)

(17) 介護休暇により勤務しない期間

(18) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

2・3 (略)

4 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。))に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間(以下「介護時間」という。))若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。))により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。))があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7 第5項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ

6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7 第5項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計し

合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

(減額率)

第6条 (略)

2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日(育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。)を単位として計算する。この場合において、1日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを教育委員会が別に定めるところにより日に換算する。

3 (略)

第7条～第15条 (略)

附則 (略)

別表第1～別表第3 (略)

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採

た時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

(減額率)

第6条 (略)

2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日(育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。)を単位として計算する。この場合において、1日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを教育委員会が別に定めるところにより日に換算する。

3 (略)

第7条～第15条 (略)

附則 (略)

別表第1～別表第3 (略)

用された職員は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第1項の規定を適用する。

3 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第5条第4項、第6項及び第7項並びに第6条第2項の規定を適用する。

中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条（略） （支給対象外職員）</p> <p>第2条 条例第20条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（条例第21条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業中の職員」という。）のうち、基準日以前6か月間（以下これらの期間を「支給期間」という。）において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>(8)・(9)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第11条（略） （支給日）</p> <p>第12条 期末手当の支給日は、次に定めるところ</p>	<p>第1条（略） （支給対象外職員）</p> <p>第2条 条例第20条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（条例第21条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業中の職員」という。）のうち、<u>基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前3か月間、基準日が12月1日である場合にあっては基準日以前6か月間</u>（以下これらの期間を「支給期間」という。）において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>(8)・(9)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第11条（略） （支給日）</p> <p>第12条 期末手当の支給日は、次に定めるところ</p>

による。ただし、その日が日曜日又は土曜日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。

(1) 6月に支給する期末手当にあつては、6月30日

(2) 12月に支給する期末手当にあつては、12月10日

2 (略)

第13条 (略)

附則 (略)

別表(第4条関係)

欠勤等日数	割合
23日未満	100分の100
23日以上33日未満	100分の90
33日以上43日未満	100分の80
43日以上53日未満	100分の70
53日以上63日未満	100分の60
63日以上83日未満	100分の50
83日以上103日未満	100分の30
103日以上	100分の10

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合又は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間

による。ただし、その日が日曜日又は土曜日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。

(1) 3月に支給する期末手当にあつては、3月15日

(2) 6月に支給する期末手当にあつては、6月30日

(3) 12月に支給する期末手当にあつては、12月10日

2 (略)

第13条 (略)

附則 (略)

別表(第4条関係)

欠勤等日数		割合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
12日未満	23日未満	100分の100
12日以上17日未満	23日以上33日未満	100分の90
17日以上22日未満	33日以上43日未満	100分の80
22日以上27日未満	43日以上53日未満	100分の70
27日以上32日未満	53日以上63日未満	100分の60
32日以上42日未満	63日以上83日未満	100分の50
42日以上52日未満	83日以上103日未満	100分の30
52日以上	103日以上	100分の10

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合又は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間

(週休日等を除く。)から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となるときにおける割合は、0とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年6月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第1項第7号の規定の適用については、同号中「6か月間」とあるのは、「3か月間」とする。

3 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第1の規定の適用については、同表中「23日」とあるのは「12日」と、「33日」とあるのは「17日」と、「43日」とあるのは「22日」と、「53日」とあるのは「27日」と、「63日」とあるのは「32日」と、「83日」とあるのは「42日」と、「103日」とあるのは「52日」とする。

(週休日等を除く。)から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となるときにおける割合は、零とする。

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
第1条～第3条 (略) (支給割合)	第1条～第3条 (略) (支給割合)
第4条 条例第23条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、 <u>100分の107.5</u> に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。	第4条 条例第23条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、 <u>100分の112.5</u> に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。
2・3 (略)	2・3 (略)
第5条～第14条 (略)	第5条～第14条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
別表第1・別表第2 (略)	別表第1・別表第2 (略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。